

第30回大空町農業委員会総会議事録

平成28年11月28日 第30回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 長尾 照幸	2番 石田 正俊	3番 井上 良幸
4番 早川 敏幸	5番 苫米地 正幸	6番 辻 功
8番 田中 秀雄	9番 川野 静雄	10番 小久保 謙
11番 藤野 雅隆	12番 田中 悟	13番 長谷川 伸一
14番 岩原 秀嗣	15番 晴山 棋一郎	16番 石田 敦
17番 齊藤 貞利	18番 澤井 忠雄	19番 岡内 祐一
20番 丹羽 真治	21番 江口 美世司	22番 石原 せつえ
23番 岡本 シゲ子	24番 永倉 誠二	25番 山神 正信

(2) 欠席者

2. 職員の出欠状況

事務局長	作田 勝弥	主査	渡邊 豪	主事	鈴木 聡
------	-------	----	------	----	------

第30回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

作田局長	それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。
委員	(農業委員憲章朗読)
作田局長	次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。
山神会長	<p>皆さん、ご苦労様でございます。 今年も1か月ちょっととなりました。 11月に入りまして、真っ白に雪が積もり、途中の仕事の大豆の作業だとかビート作業、あと長芋掘り等も心配されましたけども、ちょっと悪い状況中、収穫が行なわれたと思います。心配されました秋蒔き小麦の防除等も19、20日、それ前後に大体終わったのではないかなと思っております。 今年、最初の麦もまずまずの収穫を終えまして、他のビート・芋、今言ったような作物についても、まだ数字には出ていませんけれども、まずまずの収入で収穫を終えたのではないかなと思い、一安心しているところでございます。 今日は、第30回の総会でございますので、ご審議を頂きますようお願い致します、簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきます。 この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p>
作田局長	<p>10月26日開催の第29回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。 (活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第30回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時38分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、24名全員であります。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計35件であります。</p>

山神会長	<p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第 14 条第 2 項」の規定に基づき議長において、10 番小久保委員、11 番藤野委員を指名いたします。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成 28 年 11 月 28 日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。</p> <p>【議案第 1 号所有権移転関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、売買したいとの農地法第 3 条第 1 項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、1 ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 1 地区小久保委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案</p>

	は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。(午後 1 時 42 分)</p> <p>(○委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 1 時 43 分)</p> <p>次に利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借したいとの農地法第 3 条第 1 項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、2 ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	この件について第 1 地区小久保委員長より補足説明があればお願いいたします。
小久保委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。(午後1時44分) (○委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後1時45分) 次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】 2番以降につきましては、経営移譲による親子間の使用貸借の権利設定をしたいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。 現経営地の利用権設定のため、図面を省略しております。 全件とも農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。 以上でございます。
山神会長	この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。
藤野委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 1 号利用権設定関係 3 番説明朗読】
山神会長	この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 1 号利用権設定関係 4 番説明朗読】
山神会長	この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わる

	<p>ものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 5 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 5 番説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 5 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

	次に利用権設定関係 6 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 1 号利用権設定関係 6 番説明朗読】
山神会長	この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の利用権設定関係 6 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 1 号利用権設定関係 7 番説明朗読】
山神会長	この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。
江口委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係7番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係8番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係8番説明朗読】
山神会長	この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。
江口委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係8番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係9番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係9番説明朗読】

山神会長	この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。
江口委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係9番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関9番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係10番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係10番説明朗読】
山神会長	この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。
江口委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり経営移譲による親子間の使用貸借の案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 10 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成 28 年 11 月 28 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、前借主の離農に伴い、新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>第 4 地区農業委員さんにより、11 月 22 日にあっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>1 番の借主の経営面積は、26.0ha。労働力は 3 人です。</p> <p>なお、農地の図面については、3 ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりであり、11 月 22 日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番から3番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係2番から3番説明朗読】 この件につきましては、状況は1番と同じです。 第4地区農業委員さんにより、11月22日にあっせん会が開催されております。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 2番の借主の経営面積は、22.3ha。労働力は6人です。 なお、農地の図面については、4ページに掲載しております。 以上でございます。
山神会長	この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりであり、11月22日にあっせん会議を開催しました。 借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。 また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番から3番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係2番から3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係4番から6番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係4番から6番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、貸主の規模縮小に伴い、新規に賃貸借を設定するものです。</p> <p>第3地区農業委員さんにより、11月24日にあっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>4番の借主の経営面積は、62.5ha。労働力は2人です。</p> <p>5番の借主の経営面積は、21.9ha。労働力は3人です。</p> <p>6番の借主の経営面積は、49.9ha。労働力は3人です。</p> <p>なお、農地の図面については、5ページから7ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>
藤野委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりであり、11月24日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係4番から6番について質疑に入ります。</p>
委員	(無しの声)

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係4番から6番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係7番から8番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係7番から8番説明朗読】</p> <p>7番から10番までについては、経営移譲に伴うものです。</p> <p>借主の父と貸主で利用集積による賃貸借の契約をしていた案件であり、残期間を後継者である借主が同一条件で賃貸借するものであります。そのため、図面を省略しております。</p> <p>借主の経営面積は、26.9ha。労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	この件について第4地区田中委員長より補足説明があればお願いします。
田中委員長	<p>案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲により、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係7番から8番について質疑に入ります。
小久保委員長	はい。
山神会長	小久保委員長。
小久保委員長	7番、これ貸主名義人が2人いらっしゃるのですけれども、どんな形態になっているのですか。
渡邊主査	持分設定がされておりまして、持分が2分の1、2分の1になってお

	ります。 そのため、お2人の名前を連名で入れさせて頂いております。
小久保委員長	持分という事は、筆でなくて。
渡邊主査	はい。 全部の筆に対して、○に対して、○さん・○さんで、2分の1ずつ設定されています。 同じく○も同様に2人で持ち分2分の1、2分の1という設定がされております。
小久保委員長	正式には、どういう名称になりますか、そういう土地の持ちの方。
渡邊主査	共有…。正しい名称ですか。
小久保委員長	法律的には、どんな名称になるのか。いや、後でも良いです。
山神会長	よろしいでしょうか。
小久保委員長	はい。
山神会長	後でご説明して頂きたいと思います。 その他、7番から8番について質疑ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係7番から8番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係9番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係9番説明朗読】 借主の経営面積は、12.7ha。労働力は4人です。

	<p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲により、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係9番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係9番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係10番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係10番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、21.8ha。労働力は4人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>
江口委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲により、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 10 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 10 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 11 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 11 番説明朗読】 11 番以降は、更新の案件です。そのため、図面を省略しております。 借主の経営面積は、52.5ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 11 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 11 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 12 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 12 番説明朗読】 借主の経営面積は、41.4ha です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 12 番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 12 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 13 番から 14 番について貸主が同一ですので、一括して説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 13 番から 14 番説明朗読】 13 番の借主の経営面積は、26.0ha。労働力は 4 人です。 14 番の借主の経営面積は、19.4ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 13 番から 14 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 13 番から 14 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 15 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 15 番説明朗読】 借主の経営面積は、25.6ha。労働力は 4 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 15 番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 15 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。(午後 2 時 19 分)
	(○委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後 2 時 20 分) 次に利用権設定関係 16 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 16 番説明朗読】 借主の経営面積は、18.6ha。労働力は 3 人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係 16 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 16 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。(午後 2 時 21 分)
	(○委員 着席)

山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 2 時 22 分) 次に利用権設定関係 17 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 17 番説明朗読】 借主の経営面積は、22.2ha。労働力は 2 人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 17 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 17 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 28 年 11 月 28 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 3 号利用権設定関係 1 番説明朗読】 1 番から 2 番については、経営移譲に伴うものです。 借主の父と貸主で利用集積による賃貸借の契約をしていた案件であり、残期間を後継者である借主が同一条件で賃貸借するものであります。そのため、図面を省略しております。 また、農地利用集積円滑化事業により賃借権を設定しているため、同制度により再度設定するものです。 借主の経営面積は、49.9ha。労働力は 3 人です。 以上です。</p>

山神会長	この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。
藤野委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲により、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第3号利用権設定関係2番説明朗読】 借主の経営面積は、23.4ha。労働力は4人です。 以上です。
山神会長	この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。
江口委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、経営移譲により、借主の父が賃貸借していた契約の残期間を再契約する案件であり、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により○委員の退席を求めます 暫時休憩とします。(午後2時27分)
	(○委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。(午後2時28分) 次に利用権設定関係3番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第3号利用権設定関係3番説明朗読】 この件については、8月買入協議、10月所有権移転の利用集積計画の議決をいただいた農業公社案件です。 内容及び図面につきましては、過去の総会にて説明等させていただいておりますので、省略させていただきます。 なお、旧所有者は○さんです。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の利用権設定関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	<p>暫時休憩とします。 (午後 2 時 29 分)</p> <p>(○委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 (午後 2 時 30 分)</p> <p>利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 4 番説明朗読】</p> <p>この件については、8 月買入協議、10 月所有権移転の利用集積計画の議決をいただいた農業公社案件です。</p> <p>内容及び図面につきましては、過去の総会にて説明等させていただいておりますので、省略させていただきます。</p> <p>なお、旧所有者は○さんです。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号の利用権設定関係 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>買入協議の要請 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするように要請することについて審議を求める。平成 28 年 11 月 28 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 4 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買に移行する案件です。</p>

	<p>申出者よりあっせんの申出を受け、第 1 地区農業委員さんにより 11 月 21 日にあっせん会を行っております。</p> <p>公社からの買受け予定者は、○氏になります。</p> <p>あっせんによる売買価格は、10a 当たり 19 万円、総額 891 万 7 千円です。あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>なお、農地の図面については、賃貸借からの移行のため、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 1 地区小久保委員長より補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより買入協議の要請 1 番について質疑に入ります。</p>
委員長	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の買入協議の要請 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に買入協議の要請 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 4 号 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買に移行する案件です。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第 4 地区農業委員さんにより 11 月 22 日にあっせん会を行っております。</p> <p>公社からの買受け予定者は、○氏になります。</p>

	<p>あっせんによる売買価格は、10a 当たり 30 万円、総額 1346 万 5 千円です。あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>なお、農地の図面については、賃貸借からの移行のため、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第 4 地区田中委員長より補足説明があればお願いします。</p>
田中委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより買入協議の要請 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 4 号の買入協議の要請 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成 28 年 11 月 28 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第 5 号 1 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、11 月 21 日に第 1 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認し</p>

	<p>ていただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、8 ページに掲載しておりますのでご参照願います</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第1地区小久保委員長より、補足説明があればお願いします。</p>
小久保委員長	<p>当案件につきましては、11月22日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年11月28日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【報告1号説明朗読】</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p>

	<p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。 (午後 2 時 39 分)</p>
--	---